

## **簡易評価型プロポーザル提案書評価要領 (ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務)**

### **1 目的**

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により、ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務を選定する際の提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

### **2 事業者の選考**

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、ながおかウェルネス事業健康づくり普及促進業務選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、福祉総務課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

### **3 選考方法**

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3名以内とし、準備・片付け各10分、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を15分間行う。
- (3) 提案書及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 採点結果が50点を下回った場合は失格とする。
- (5) 各委員の評価点を平均して算出したもの（小数第2位を四捨五入）を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (6) 評価点と同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多得票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。
- (7) 提出された提案書が1件であった場合は、プレゼンテーションを実施した後、選考委員会において、審査・評価のうえ、協議し、適切と認めたときは最優秀者と同様の取り扱いとする。

#### 4 選考評価基準

評価項目	評価内容		配点
業務実績	本業務の内容と同種又は類似業務の受託実績が十分であるか。		10
提案書	基礎事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託にあたり、業務内容への理解があり、積極性はあるか。</li> <li>・業務を遂行するための実施体制、連絡体制は適切か。</li> <li>・適切なセキュリティ対策を行う体制等があるか。</li> <li>・健康づくり事業に関する認識が適切か。</li> </ul>	20
	ウェルネス事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウェルネススポット維持管理内容に実効性があり、適切か。</li> <li>・健康栄養相談内容が幅広い市民に対応できる内容か。</li> <li>・健康づくり認定サポーターの養成内容に創意工夫が見られるか。</li> <li>・管理者が健康や運動に関する基礎知識を有し、総合的な管理を行うに必要な能力と経験を有しているか。</li> <li>・管理栄養士が業務を遂行するために必要な能力と経験を有しているか。</li> </ul>	40
	実施手法	・業務の目的を達成するための方法やスケジュールが適切かつ具体的か。	10
	自由提案	・他の提案事業者と比較して、独自性等の特徴があるか。	5
	見積書	・見積金額に妥当性があるか。	10
	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案書及びプレゼンテーションのまとめ方や説明が明快で的確か。</li> <li>・質問に対する応答が明快で的確か。</li> </ul>	10
合 計			105